施工条件・特記仕様書一覧表

＊本工事費に関する施工条件は、以下の項目について明示した。
＊明示した場合には□内に○、しない場合は□内に×　また明示した場合は(　)の該当する図書に○を記入する。

	明示項目		明示内容及び制約条件等
○	１．工程・公害対策関係		**（特記仕様書・現場説明書・その他）** 耕作時期に重なる時は地元と工程調整のこと。また他工区との工程も調整のこと。 住民（学童の通学）の安全及び要望を第一とし、迂回路等配慮した工程とする。 付近の住宅へ粉塵等が舞わないように配慮のこと。
○	２．用地・工事支障物件等		**（特記仕様書・現場説明書・その他）** 着手前に地元役員等への挨拶を行い、関係者へ施工方法等の説明を行うこと。 起工測量時に用地図（公図）にもとづき確認のこと。
×	３．仮設・工事用道路関係 （濁水処理を含む）		**（設計書・特記仕様書・図面・その他）** ~~Ⅰ　用水・電力等の供給設備、仮囲い、仮歩道マット、模様フェンス。~~ ~~Ⅱ　完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、見学路、~~ ~~椅子設備、ライトアップ、緑化実施、デザイン工事看板、パンフレット作成~~
○	４．安全（管理）対策関係		**（特記仕様書・現場説明書・その他）** ＊工事期間中月１回（半日）以上、全作業員を対象に安全教育・研修訓練を実施のこと。 Ⅰ　バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップ、電光式標識
○	５．営繕関係		**（設計書・特記仕様書・図面・その他）** Ⅰ　現場事務所（休憩所を含む）、~~労務者宿舎~~、材料保管場所、~~水洗トイレ~~ ~~Ⅱ　シャワー設備、現場休憩所、ウォータークーラー、意見箱設置、見学室設置、~~ ~~観葉植物、健康関連施設備品等。~~
○	６．残土・産業廃棄物関係		**（設計書・特記仕様書・その他）** １．土砂及び、コンクリート・アスファルト廃材を現場から搬出する場合は「再生資源利用促進（計画・実施）書」を作成し提出すること。対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。 ２．建設副産物実態調査を実施し竣工時にデータで提出すること。 （最終契約額が１００万円以上の全ての工事） ３．建設リサイクル法、11条・12条 - 1項・2項・13条・18条により適正な処置をし、報告しなければならない。（説明書・告知書の写・廃棄物処理計画書・マニフェストの写・再資源等報告書）
○	７．工期関係		本工事は、週休２日工事の対象であるため「伊那市週休２日工事実施要領」に従い工事を実施すること。
○	８．公共工事労務費調査に対する協力		１．本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査（6月・10月）の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 ２．調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負が無かった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また本工事の工期経過後においても、同様とする。 ３．公共工事労務費調査の対象工事となった場合、正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労務者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 ４．受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の発注者（当該下請工事の一部に係わる二次以降の下請人を含む）が前３項と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
○	９．コリンズへの登録		請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS･一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行うこと。 登録期限は以下のとおりとする。 ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内とする。 ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内とする。 ・登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内とする。 ・訂正時は適宜登録をする。 上記以外は「長野県土木工事共通仕様書」を参照。
○	１０．その他		１．「施工体制台帳」の写しの提出時に「下請人等一覧表」を添付すること。 ２．「建設材料の品質記録保存実施要領」に基づき資料作成のこと。 ~~３．橋梁・砂防事業完成年度にはマイクロフィルム等の資料作成のこと。~~ ~~４．国土交通省「土木構造物設計ガイドライン」に準拠して設計してあるため施工に当たり十分留意すること。~~ ５．その他工事の全般にわたり、長野県土木部の監修による「設計基準」「土木工事共通仕様書」「土木工事現場必携」ほか日本道路協会発行の仕様書によって施工しなければならない。 ６．下請契約を締結する際は、市内業者とするよう努めること。 ７．工事用資材の調達に当たっては、市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 また、グリーン購入推進に努めること。 なお、「溶融スラグの利用基準（長野県（平成31年４月１日適用））」に基づく溶融スラグ（上伊那クリーンセンター製造）を利用した再生建設資材（再生アスファルト混合物等）について、優先的に使用すること。 ~~８．埋蔵文化財の試掘立会等が必要となった場合は、発注者の指示に従うこと。~~ ９．本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

別紙１　　「施工条件明示事項」

発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

（１）　本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

１　建設発生土

種　別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
残土処理		受入施設名	平澤組・東春近車屋　　運搬距離 3.4ｋｍ
		数　　量	30 ㎥　　30 ㎥
		直接工事費	処分費　45,000円　　運搬費　48,810円

備考　１　設計数量の処分費・運搬費を明示する。
　　２　建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

２　特定建設資材（リサイクル法）

種　別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト・コンクリート塊	再利用	プラント名	㈱高坂商会伊那工場　　運搬距離 2.5ｋｍ
		数　　量	7 ｔ　　3 ㎥
		直接工事費	処分費　8,400円　　運搬費　9,570円
セメント・コンクリート塊	再利用	プラント名	㈱高坂商会伊那工場　　運搬距離 2.5ｋｍ
		(1) 無筋Ｃｏ	
		数　　量	1 ｔ　　0.6 ㎥
		直接工事費	処分費　1,700円　　運搬費　826円
		(2) 鉄筋Ｃｏ	
		数　　量	2 ｔ　　0.7 ㎥
		直接工事費	処分費　4,500円　　運搬費　1,206円
		(3) 二次製品	
		数　　量	0.2 ｔ　　0.1 ㎥
		直接工事費	処分費　1,690円　　運搬費　172円
建設資材木材		プラント名	運搬距離　ｋｍ
		数　　量	ｔ　　㎥
		直接工事費	処分費　円　　運搬費　円

備考　１　設計数量の処分費・運搬費を明示する。
　　２　建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

３　産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種　別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず(抜根材)	再利用	プラント名	運搬距離　ｋｍ
		数　　量	ｔ　　㎥
		直接工事費	処分費　円　運搬費　円
木くず(枝)	再利用	プラント名	
		数　　量	ｔ　　㎥
		直接工事費	処分費　円　運搬費　円
その他(金属くず他)		プラント名	運搬距離　ｋｍ
		数　　量	ｔ　　㎥
		直接工事費	処分費　円　運搬費　円

備考　１　設計数量の処分費・運搬費を明示する。
　　２　建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

特 記 仕 様 書

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。だだし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホー ・ブルトーザー ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	＊ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5ｋｗ以上260ｋｗ以下)を搭載した建設機械に限る。